

別記第 2

勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当については、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあつては、滋賀県職員等の給与等に関する条例第 10 条第 4 項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例第 11 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 9,900 円とすること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 令和 4 年 12 月期の支給割合

a b および c 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 1.05 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.5 月分とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.25 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.6 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

(イ) 令和 5 年 6 月期以降の支給割合

a b および c 以外の職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.475 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.2 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.575 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1(2)イ(ア)については同年12月1日から、1(2)イ(イ)については令和5年4月1日から実施すること。